

## 省エネルギー国民運動の強化について

平成 19 年 1 1 月 2 9 日  
省エネルギー・省資源対策推進会議

本年 5 月、我が国は世界全体で温室効果ガスの排出量を現状から 2050 年までに半減させるという長期目標を掲げ、我が国の地球温暖化対策の提案として、「美しい星 50」を発表した。本提案の 3 つの柱の一つとして、「京都議定書の目標達成に向けた国民運動の展開」を挙げており、京都議定書の 6 %削減目標を確実に達成するため、総力を挙げて国民全体で地球温暖化対策に取り組んでいくこととしている。

また、中国・インド等のアジア諸国を中心とした世界的なエネルギー需要の急増や石油供給余力や米国の石油精製余力の低下等の構造的要因などを踏まえ、原油価格が歴史的な高水準で推移していることを受けて、エネルギー安全保障の強化の必要性がこれまでになく高まっている。

特に、家庭部門、業務部門において、近年エネルギー需要が増加していることを踏まえ、京都議定書の第一約束期間の開始を目前として、地球温暖化とエネルギー安全保障の観点から最も効率的な対策である省エネの更なる推進を図るため、省エネルギー国民運動の強化が必要となっている。

このため、平成 9 年 1 2 月 1 1 日の省エネルギー・省資源対策推進会議で決定した「省エネルギー広報の強化について」を改訂し、以下のとおり家庭部門、業務部門をはじめとした特に強化すべき省エネルギー国民運動についての基本方針を定め、関係省庁の連携の下、各部門での省エネルギーの推進に向けた政府部門における取組の強化を行うとともに、国民、民間事業者等が主体となる取組について要請を行い、効果的かつ強力な省エネルギー国民運動を実施する。

本決定に基づく取組の強化を、地球温暖化対策推進本部で実施する京都議定書目標達成計画の改訂に適切に反映させるとともに、京都議定書の目標を確実に達成するために国民運動の一層の強化を図る。

### 1. 特に強化すべき省エネルギー国民運動

#### (1) 家庭部門における省エネルギー国民運動の強化

##### i. 家庭等における省エネの実践

家庭、地域社会等において、電気・ガス使用量の推移を調査するなどエネルギー使用実態の把握に努めるとともに、エネルギー使用実態に応じて、創意工夫に基づき省エネ実践に努める。

電力会社、ガス会社は一般消費者に対して、毎月の電気・ガス使用量の前年同月比などの省エネルギーに資する情報を提供するよう努める。

政府は、省エネアイデアの実践やその効果を評価する「省エネコンテスト」や地域の創意工夫を活かした温室効果ガス排出量の少ない取組を都道府県毎に取りまとめ選定する「地球温暖化一村一品・知恵の環づくり事業」の実施などにより、ベスト・プラクティスの発掘を行い、積極的な広報に努める。また、国民の省エネルギー実践を促すため、「チーム・マイナス6%」の推進により国民に対し、クールビズ・ウォームビズによる冷暖房温度の適正化などの具体的な省エネ行動を分かりやすく伝え、「1人1日1kgCO<sub>2</sub>排出削減チャレンジ宣言」の普及により、省エネ行動への参加意欲を高めることに努めるとともに、アンケート調査などを通じた可能な限り定量的な評価・公表を行うなど、適切なチェック・アンド・レビューを行う。

また、エネルギーの消費量や金額をリアルタイムで表示する省エネナビ等の普及に努める。

## ii. 省エネルギー性能の高い機器の選択

製造事業者、販売事業者、消費者団体においては、省エネ家電フォーラム、チーム・マイナス6%等を通じて、省エネ機器の性能についての積極的な情報提供を行う。

家庭においては、統一省エネラベル、省エネ家電フォーラムの活動やチーム・マイナス6%から得られる情報等も参考にしつつ、省エネ性能の高い機器の選択を行うように努める。

政府は、省エネ機器の性能向上に向けトップランナー制度対象機器の追加や基準の見直しなど制度の拡充と統一省エネラベルなど正確な情報提供のための基盤整備を行う。また、チーム・マイナス6%の活動を通じ省エネ機器の普及のための活動を推進する。

## (2) 業務部門における省エネルギー国民運動の強化

オフィス等業務部門を構成する事業所においてはエネルギー管理の徹底に努める。

政府は、政府実行計画等に基づき自ら政府部門のエネルギー管理を徹底する。

また、飲食料品小売業、一般飲食店、病院、宿泊業、社会福祉・介護事業、学校、各種商品小売業をはじめとする業務部門の主要産業の所管省庁は、必要に応じ経済産業省の協力を得て、本年度中に、主要産業について省エネの具体的な実施方法を提示した省エネ推進のための実施要領を作成し、主要産業に対して本実施要領を活用したエネルギー管理の徹底について指導を行う。主要産業においては、本実施要領を自主行動計画の達成等に活用するよう努

めるとともに、自らのエネルギー管理の状況を把握するよう努める。

さらに、これら所管省庁においては、主要産業に対して床面積5000m<sup>2</sup>以上の建築物を中心に、可能な範囲で、E S C O（省エネ診断・改修事業）導入に係るF S 調査（導入可能性の調査）を行いE S C O事業の活用について検討するよう要請する。

### （3）エコドライブ等の推進

国民は、自ら自動車を運転する際にはエコドライブを実践するよう努めるとともに、輸送機関の選択、利用に当たって省エネルギーに配慮するよう努める。

政府は、シンポジウム等のイベントや各種講習会等の機会において、エコドライブに関する広報啓発に努めるとともに、エコドライブの認知、理解を進めるための情報提供を行う。また、所管業界に対してエコドライブ推進のための指導を行う。

### （4）グリーン電力証書等の活用

国民及び事業者は、グリーン電力証書やグリーン電力基金を活用し、自主的な新エネルギーの導入を図る。

電力会社においては、グリーン電力証書やグリーン電力基金の広報に努める。

政府は、国民に対して、積極的な新エネルギー導入促進のための広報を行うとともに、自ら開催するイベント等においてはグリーン電力証書の活用を図る。

## 2. 広報の基本方針

### （1）あらゆる媒体を活用した情報の開示及び提供

政府は、国民一人一人が積極的に省エネルギーを実践できるよう、国、地方公共団体等のエネルギー消費に関する情報を、国民に分かり易く開示、提供する。事業者においても、こうした情報の開示、提供を積極的に努める。

特に、近年のインターネット等コンピュータネットワークの進展を踏まえ、情報の開示、提供に当たっては、インターネットや携帯電話を通じたホームページ、メールマガジン等普及効果の高いメディアツールの利用を図る。

### （2）企業のC S R活動の展開を通じた国民への広報の推進

企業は従業員省エネルギー意識の向上を図るとともに、C S R活動の展開等を通じ社会に対する積極的な省エネルギー広報を推進するよう努める。

政府はこれらの活動に資するよう企業に対し、積極的な情報提供を行う。

(3) 有機的連携を通じた広報の展開

浸透度の高い広報を実施するためには、広報を行う主体が単独ではなく、広く有機的に連携することが効果的である。このため、関係省庁は、地方公共団体や産業界、NGO等との有機的な連携を通じて広報の展開を図る。

(4) 参加型の広報の強化

国民及び地域住民が省エネルギーを身近に体験できるよう、様々なメディアを通じた呼び掛けによる広報を行うことに加え、国民及び地域住民が直接参加するイベントの実施をする等、きめ細やかな普及啓発の展開を図る。

(5) 省エネルギー型ライフスタイルの定着

エネルギーの使い方はライフスタイルに密接に関係していることから、省エネルギー型のライフスタイルへの抜本的変革が必要。そのため、国民にとって省エネルギーは、我慢、節制という消極的なイメージではなく、エネルギーの安定供給による安心した日々の生活や、地球環境との調和した積極的なライフスタイルであるということを国民に定着させていく。

(6) 将来を担う子供達や若い世代への働きかけ

省エネルギー型ライフスタイルの定着は、未来を担う子供達や若い世代の選択と行動にかかっているとと言っても過言ではない。このため、子供たちや若い世代が、エネルギー問題と社会経済システムやライフスタイルとの関わりについて理解を深め、省エネルギーに向けた行動を実践する態度を身につけるよう、エネルギー教育の観点から広報を充実する。

(7) エネルギー需要が増大する夏季・冬季における広報の実施

夏季・冬季においては、特にエネルギー需要が増大することから、これらの時期に重点的に省エネルギーを広報していくことが効果的であり、引き続き、夏季・冬季に重点的な広報を展開する。

(8) 広報効果のチェック・アンド・レビュー

実施広報の効果をアンケート調査等により把握し、広報の在り方を見直すことは極めて有効であることから、広報の効果のチェック・アンド・レビューを行い、今後の省エネルギー広報の実施に活かす。